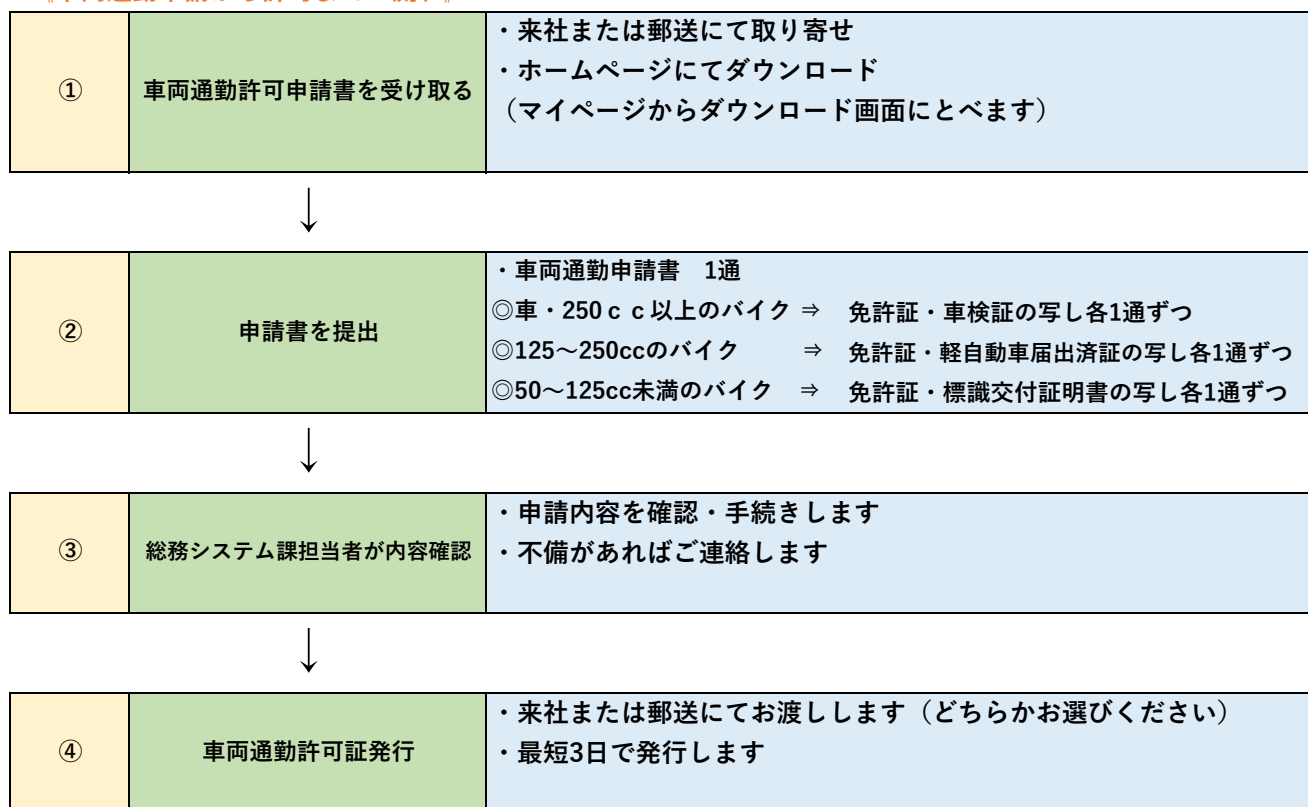


車・オートバイによる通勤について

令和3年4月1日より、自動車・オートバイ通勤をする方は「車両通勤許可証」が必要となりました。自動車通勤につきましては原則禁止に変わりはありませんが、一部の派遣先に限って車・オートバイでの通勤が可能な派遣先もあります。そのような派遣先に車・オートバイを使用する場合には今までは申請の必要はありませんでしたが、これからは「車両通勤許可申請」をしていただき「許可」を受けていただく必要があります。その申請から許可までの手順をご説明いたしますので必ずご確認をお願いいたします。また、ご不明な点がありましたらベルスタッフ事務所へお電話にてお問い合わせください。

※この手順を踏んでお手続きいただかない限り、車・オートバイでの通勤は禁止となりますのでご注意ください。

《車両通勤申請から許可までの流れ》



■記入漏れや必要書類が不足していないか、申請前にもう一度ご確認ください。

■お手元に許可証が届くまでは車両通勤できません。

■郵送でのやり取りはお時間がかかります。ご了承ください。

■届いた許可証は、出勤時必ずダッシュボードの上に置いてください。

■バイクの方は毎回持参し、いつでも提示できるようにしてください。

(有)ベルスタッフ